

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年10月8日(2009.10.8)

【公開番号】特開2008-49515(P2008-49515A)

【公開日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-009

【出願番号】特願2006-226276(P2006-226276)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

B 4 1 J 5/30 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/38 Z

B 4 1 J 5/30 Z

H 0 4 N 1/00 1 0 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月21日(2009.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うか、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うか決定する決定手段と、

前記決定手段によりリソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行い、前記決定手段によりリソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行う要求手段とを有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記決定手段は、ダウンロードされたリソースを記憶できない場合に、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記決定手段は、リソースを保持する装置の台数が設定値以下の場合、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記決定手段は、リソースのオリジナルを保持する装置がルータを超えた先に存在する場合、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記保持要求に基づきリソースを保持することが了承された場合、リソースを保持している装置を特定する特定情報を記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されている特定情報に基づき、リソースのダウンロード先を決定する決定手段とを有することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項 6】

画像形成装置から保持要求を含むリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げ、リソースを画像形成装置にダウンロードする手段と、

画像形成装置から保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げることなく、リソースを画像形成装置にダウンロードする手段とを有することを特徴とするリソース保持装置。

【請求項 7】

リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行う画像形成装置と、

画像形成装置から保持要求を含むリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げ、リソースを画像形成装置にダウンロードするリソース保持装置とを有することを特徴とする画像形成システム。

【請求項 8】

リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うか、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うか決定する決定ステップと、

前記決定ステップによりリソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行い、前記決定ステップによりリソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行う要求ステップとを有することを特徴とするリソース要求方法。

【請求項 9】

画像形成装置から保持要求を含むリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げ、リソースを画像形成装置にダウンロードするステップと、

画像形成装置から保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げることなく、リソースを画像形成装置にダウンロードするステップとを有することを特徴とするリソース保持方法。

【請求項 10】

リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うステップと、

保持要求を含むリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げ、リソースをダウンロードするステップとを有することを特徴とするリソース管理办法。

【請求項 11】

リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うか、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うか決定する決定ステップと、

前記決定ステップによりリソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行い、前記決定ステップによりリソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行うと決定された場合、リソースの保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を行う要求ステップとをコンピュータに実行させるプログラム。

【請求項 12】

前記決定ステップは、ダウンロードされたリソースを記憶できない場合に、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項 11 記載のプログラム。

【請求項 13】

前記決定ステップは、リソースを保持する装置の台数が設定値以下の場合、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項 11 記載のプログラム。

【請求項 14】

前記決定ステップは、リソースのオリジナルを保持する装置がルータを超えた先に存在する場合、保持要求を含むリソースのダウンロード要求を行うと決定することを特徴とする請求項 11 記載のプログラム。

【請求項 1 5】

前記保持要求に基づきリソースを保持することが了承された場合、リソースを保持している装置を特定する特定情報を記憶する記憶ステップと、

前記記憶ステップにより記憶された特定情報に基づき、リソースのダウンロード先を決定する決定ステップとをコンピュータに実行させることを特徴とする請求項 1 1 記載のプログラム。

【請求項 1 6】

画像形成装置から保持要求を含むリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げ、リソースを画像形成装置にダウンロードするステップと、

画像形成装置から保持要求を含まないリソースのダウンロード要求を受けた場合、リソースを保持する際の優先度を上げることなく、リソースを画像形成装置にダウンロードするステップとをコンピュータに実行させることを特徴とするプログラム。